

## 平成 22 年 6 月 定例記者会見

平素は、報道関係の皆様方には適切かつ迅速な報道を通して、市民の皆様方への情報の周知に努めていただいておりますことに、深く感謝を申し上げます

さて、本日の案件につきましては、この 6 月議会に提出いたします「議案」のみでございます。

6 月議会は、平成 22 年 6 月 16 日（水）午後 1 時から開会となっております。今議会の議案件数は、専決処分報告 2 件、繰越事業報告 4 件、条例関係 5 件、予算関係 3 件、その他 8 件の計 22 件、それに人事案件 2 件（教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦）を合わせて 24 件となります。

この内、主な議案についてご説明を申し上げますので、ご了承賜りたいと思います。

まず、報告第 1 号 専決処分事項については、条例等 11 件の専決処分ですが、2 ページ（1）「田辺市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法の改正等により、たばこ税の税率を本年 10 月 1 日から、1,000 本につき旧 3 級品以外の製造タバコを 3,298 円から 4,618 円に、3 級品を 1,564 円から 2,190 円に引き上げるもの、及び個人住民税における扶養控除の見直しに係る扶養控除申告書の創設等を行うものです。

8 ページ（2）「田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法の改正等により、基礎課税額の課税限度額について 47 万円から 50 万円に、高齢者支援金等の課税限度額を 12 万円から 13 万円にそれぞれ引き上げ、また、非自発的失業

者の国民健康保険税について、前年度の給与所得を30%として算定を行うこととするもので、10ページ(3)「田辺市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」については、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、課税免除の対象事業のうち、ソフトウェア事業が情報通信事業に改められたこと、及び適用期限を延長するものです。

11ページ(4)「平成21年度田辺市一般会計補正予算(第12号)」は、農林施設災害の補助決定に伴う減額、市債の決定に伴う財源の更正及び余剰金が見込まれたことから8億円の積み立てを専決したもので、31ページ(5)「平成22年度田辺市一般会計補正予算(第1号)」は、平成21年度田辺市一般会計補正予算(第12号)で減額した農林施設災害復旧費を22年度で執行するため1億1,879万2千円を専決したもので、37ページ(6)「平成22年度田辺市一般会計補正予算(第2号)」は、下三栖地区における地滑り災害対策に要する費用440万円を専決したものです。

次の、40ページ(7)「平成22年度田辺市文里港整備事業特別会計補正予算(第1号)」から49ページ(10)「平成22年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算(第1号)」は、平成21年度決算の歳入歳出不足額の補填を翌年度歳入を繰り上げて当該年度の歳出予算の財源に充当するという繰上充用措置によるものです。

52ページ(11)「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更について」は、紀の海(きのうみ)広域施設組合を和歌山県市町村総合事務組合に加えるものです。

53ページ報告第2号「専決処分事項の報告について」は、自動車事故1件及び市道における事故4件の損害賠償についての和解の報告です。

56ページ報告第3号「繰越明許費について」は、地方自治法施行令146条2項の規定による21年度から22年度への予算の繰越で、一般会計が林道新設改良事業・道路新設改良事業・公園整備事業・現年度耕地災害復旧事業・現年度公共土木災害復旧事業等40事業25億8,082万円を繰り越すほか、4特別会計の事業を繰り越すものです。

63ページ議案第1号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、育児休業及び育児短時間勤務等の取得できる職員の範囲の見直し、時間外勤務の制限について定めるものです。

66ページ議案第2号「田辺市老人憩いの家条例の一部改正について」は、23年度からの指定管理者制度導入に向けた改正です。

69ページ議案第3号「田辺市公園条例の一部改正について」は、宝来公園の新設及び11公園において住居表示にあわせた公園の位置の改正をするものです。

75ページ議案第6号「工事請負契約の締結について」は、田辺市複合文化施設新築工事請負契約を9億6,285万円で田中組・裏地工務店・東宝建設特定建設工事共同企業体と締結するものです。

76ページ議案第7号「民事調停の申立てについて」は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納し、納付指導に応じない入居者2人及び連帯保証人を相手方として、当該家賃等の支払いを求める民事調停の申立てを行うもので、参考資料5ページに詳細を載せています。

77ページ議案第8号「町及び字の区域の変更について」は、海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業の換地処分に伴い、湊・地下(じげ)と南新町の町及び字の区域を変更するものです。

78ページ議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」及び80ページ議案第10号「字の区域の変更及び町の区域の設定について」は、街区方式により、湊及び下万呂の一部地域をもって、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目の区域を新たに設置するもので、82ページに新しい町の区域を載せております。

83ページ議案第11号「平成22年度田辺市一般会計補正予算(第3号)」につきましては、別紙の6月補正の内容をご覧頂きたいと思っております。

6月議会ですので、補正内容もごく限られておりました。まず、予防事業ですが、平成17年度から接種が差し控えられていた日本脳炎予防接種が本年度から第1期(標準として3歳)を対象として再開されることとなるため、今年度に3歳の誕生日を迎える子どもを対象とした日本脳炎の予防接種費用1,301万6千円を補正するものです。尚、3歳の誕生日を迎える子ども以外の第1期の対象者6か月児から90か月児の内、接種を希望する人は対象とします。

次の地域排水処理事業は、平成17年の合併時に地域排水処理施設使用料について見直しを行いました。見直し前の使用料により徴収したことから、差額を還付するものです。

今回の一般会計の補正予算額は1,646万1千円、補正後予算額は、400億6,365万3千円としております。

2枚目の議案第12「平成22年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」及び議案第13号「平成22年度田辺市漁業集落

排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましても、先ほどの地域排水処理事業と同様に、それぞれの使用料の差額を返還するものです。

以上が議案についての説明ですが、ご質問等がございましたら、担当者から説明を致しますのでよろしくお願い申し上げます。